

質疑回答書

令和2年10月22日

契約番号 2020001315

件名 上野城跡発掘調査業務委託

質 疑	回 答
1 調査面積 470 m ² は分割調査を前提と考えてよろしいですか。	1 お見込みのとおりです。
2 現場事務所の仕様はありますか。	2 現場事務所の仕様はありませんが、調査予定地 470 m ² 以外の空白地に設定することは可能です。
3 特記仕様書第3条(5)作業主任者の選任において、不整地運搬車の資格者を選任し常駐させる必要性はありますか。	3 常駐の必要はありません。
4 特記仕様書第11条(損害賠償)受託者が全責任を負う内容にとれますが、例外はありますか。	4 本業務によって生じた損害が、市の指示に従ったことによるもの、その他市の責任に基づくものと認められる場合には第11条の適用外となります。
5 実測用杭の設置作業の工種があることから、手書きによる遺構実測作業が想定されますが、成果品としての図面類がデジタルデータ納品となっている点は、どのように解釈すればいいでしょうか。	5 分割調査の関係もあり調査区狭小であるため、念のため3mメッシュの測量杭も設置しました。また手書き図面をスキャニングなどによってデジタルデータにさせていただいても結構です。

※この回答に対する質問は受付できません。